

上毛町農業委員会6月期定例総会議事録

1. 日 時 令和8年6月10日（水） 午前9時00分

2. 場 所 上毛町役場 第一会議室

3. 出席委員及び欠席委員

出席委員 12名

欠席委員 10名

●出席委員の氏名

農業委員			農地利用最適化推進委員		
1番	古 原 修	○	15番	水 嶋 久 夫	○
2番	小林 博一	○	16番	矢 岡 洋	○
3番	河津 圭一	欠	17番	前田辰次郎	欠
4番	別府 義一	○	18番	八ツ繁秀也	欠
5番	熊谷由美子	欠	19番	磯田 三好	○
6番	坪根 和男	欠	20番	谷上 重行	○
7番	久保 博文	○	21番	松 川 清	○
8番	宮秋 伸一	欠	22番	山本 直子	欠
9番	福田 政典	○			
10番	中森 博通	欠			
11番	常慶 崇裕	欠			
12番	久元ますみ	欠			
13番	越原 幸治	○			
14番	宮本 健一	○			

●事務局 事務局長 野 添 雄 二 ○
有 野 宏 ○
高 橋 秀 典 ○

4.議 案

議案第20号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による
農用地利用集積等促進計画の決定について

議案第21号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による
農用地利用集積等促進計画の決定について

議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定について

議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について

議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について

議案第25号 令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他
事務の実施状況について

5.その他 ・活動記録簿の提出について
・次回日程 7月10日(金)

会議の経過

令和8年6月10日(水)午前9時00分開会

議長 みなさんおはようございます。

本日は、農業委員会 6月期定例総会を開催いたしましたところ、委員のみなさまにおかれましては何かとご多用の中、ご出席くださいまして誠にありがとうございます。

本日は、河津委員、熊谷委員、坪根委員、宮秋委員、中森委員、常慶委員、久元委員、前田委員、八ツ繁委員、山本委員から欠席の連絡がありました。

上毛町農業委員会会議規則第6条の規定により、定足数に達しておりますので、只今から6月期定例総会を開催いたします。

議事録署名委員の指名をいたします。

議席 9 番福田委員、議席 13 番越原委員を指名いたします。よろしくお願いします。

それでは、議案の審議に入ります。

議案第20号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の決定についてを議題とします。

事務局説明をお願いします。

事務局 はい。資料の1ページ目をお願いします。

議案第20号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の決定についてでございます。

農地中間管理事業による利用権の設定でございます。

今期分については賃貸借権8件、使用貸借権が15件でございます。

賃貸借分ですが、期間は表のとおりとなっております。

対象作物は水稻等でありまして、面積は田が23,641㎡となっております。

筆数は16筆で、貸し手8名、借り手5名となっております。

賃借料でございますが、現金で反当7,000円から10,000円となっております。

次のページに農地中間管理事業各筆明細一覧表をお付けしております。

それから、5ページ目にですね**農業委員会意見書**のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号等の各要件を満たしていると考えております。

また、資料の4ページ目をご覧ください。

今回は個人が法人化したことに伴い、借り手を法人に変更するもので23番のところをご覧

いただきたいと思いますけれども〇〇さんから〇〇さんと言う事で変更になっております。対象となる農地は、使用貸借権の3筆で、面積は2,137㎡です。

契約期間は5年でございます。所有者は〇〇さんで、法人化により、借り手の方は〇〇さんになります。

〇〇さんの要件につきましては、資料5ページ目の下の方にその他と言う事で付けておりますけれども、農地所有適格化法人についての要件については提出していただいた資料を確認しましたところ適格化法人として各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。

議 長 質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。よろしいですか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。

全会一致により、議案第20号については原案のとおり可決決定されました。

議 長 つづきまして、議案第21号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の決定についてを議題とします。

事務局説明をお願いします。

事務局 資料の6ページをお願いします。

議案第21号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の決定についてでございます。

特例事業農地売買等事業を活用した所有権の移転でございます。

所有権を移転する農地は、土佐井966番、968番の2筆、地目は田で、面積は計3,800㎡です。所有権を移転する方は、北九州市の〇〇さんで、農地中間保有者として福岡県農業振興推進機構を経由し、その後所有権の移転を受ける方は、土佐井の〇〇さんです。

次のページに所有権の移転を受ける方について、農業委員会の意見書を添付しています。農地中間管理事業の推進に関する法律による要件を満たしていると考えます。

位置図、箇所図は8ページ、9ページとなっております。
ちょうど広域農道添いの〇〇さんの敷地の近くとなっております。
以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。
質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。よろしいですか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

はい。ありがとうございます。

全会一致により議案第21号については原案のとおり可決決定されました。

議 長 つづきまして、議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局 資料の10ページ目をお願いします。

議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてでございます。契約の種類は贈与でありまして、申請農地は東下542番地外13筆、地目は田や畑であります。

面積は全部併せまして25,641㎡となっております。

譲渡人は、上毛町の〇〇さんで譲受人は、豊前市の〇〇さんとなっております。

譲受人の権利取得後の面積は、先ほど申し上げましたとおり25,641㎡です。

次のページに農地法第3条の調査書を添付しております。

同法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えております。位置図、箇所図は12ページ、13ページのとおりです。

申請農地はすべて東下地内となっております。以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。
本案件については、常慶委員が地区担当委員となっておりますが、本日欠席ですので事務局再度説明お願いいたします。

事務局 私は家が隣ですので内容はよく分かっているんですけども、〇〇さんて方が娘さん
でして、今まで〇〇さんがやってきた柿等の事業をそのまま継承してやられると言う事で
問題ないと考えております。

議 長 質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

はい、ありがとうございます。全会一致により議案第22号については、原案のとおり
可決決定されました。

議 長 つづきまして、議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局 資料の14ページをお願いいたします。

議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてでございます。申請農地は垂水1784番13、地目は田で、面積は392㎡です。

申請人は、中津市の〇〇さんで、理由といたしましては、自己住宅の建築をするためです。一般基準としての転用の確実性については、資金計画書等により確実と思われます。付近の農地に対する被害の有無については、水利関係者の承諾を得ております。

農地の区分は第2種農地であり、許可可能と判断します。

箇所図、位置図につきましては15ページ、16ページのとおりです。

申請農地は、前の垂水住宅があった跡地、南吉富小学校に近い未整備の農地です。以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。

本案件について、河津委員が地区担当委員となっておりますが、本日休みですので再度事務局からお願いします。

事務局 こちらの農用地につきましても、隣に家を建てられている方が娘さんになりますので、自己住宅の建築につきましても特に問題ないと考えております。

議 長 事務局の説明が終わりました。

質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第23号については、原案のとおり可決決定されました。

議 長 つづきまして、議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局 はい。資料の17ページをお願いします。

議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について
でございます。申請農地は中村142番1、地目は田で、面積は470㎡です。

申請人は、吉富町の〇〇さんで、理由といたしましては、経営する建築会社の資材
置場とするためです。

一般基準としての転用の確実性については、資金計画書等により確実と思われます。
付近の農地に対する被害の有無については、水利関係者の承諾を得ています。

農地の区分は第2種農地であり、許可可能と判断します。

箇所図、位置図は18ページ、19ページとなります。

申請農地は、中村地内、ぽっぽこども園に近い未整備の農地となっております。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。

本案件について、越原委員が地区担当委員となっておりますがいかがでしょうか。

越原委員 事務局の説明のとおりで資材置き場として使います。問題ないと思います。

議 長 質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。よろしいですか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第24号については、原案のとおり可決決定
されました。

議 長 つづきまして、議案第25号 令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の
状況、その他事務の実施状況についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局 資料の20ページをお願いします。

こちらにつきましては、令和7年度の農地利用の最適化の推進の状況、その他事務の
実施状況についてでございます。

令和7年4月1日現在の、農業委員会の状況でございます。

次に21ページをお願いします。

1 最適化活動の成果目標についてでございます。

(1)農地の集積の③番の実績状況ですが、目標に対する達成状況は71.5%となっています。引き続き担い手等への農地集積に向けて推進していく必要があります。

次に22ページをご覧ください。

(2)遊休農地の発生防止・解消の③番の実績なんですが、令和7年度に皆さんに農地パトロールをしていただきまして、その結果4.4haの遊休農地が解消されております。

なお、新規の遊休農地につきましては、まだ確認されておりません。
こちらにつきましても、今年度農地パトロールの方でご協力いただけたらと考えております。

次に23ページをお願いします。

新規参入の③実績についてですが、令和7年度はありません。

Ⅱの2 最適化活動の活動目標についてでございます。

(1)最適化活動を行う目標日数につきましては、1人あたりの活動日数は10日としておりましたけれども記入欄はございませんが、実績としては、1人あたり平均で月5回程度活動していただきました。

(2)活動強化月間の設定についてですが、目標3回に対し、実績3回の取り組みを行いました。詳細は記載のとおりです。皆さんのご協力ありがとうございました。

次に24ページをご覧ください。

(3)新規参入相談会への参加についてですけれども、目標を1回としておりましたが令和7年度につきましては、実績の方はありませんでした。

次に25ページをご覧ください。

事務の実施状況についてです。

1 総会については、令和7年度は12回開催いたしました。

2 農地法第3条に基づく許可事務は、年間28件あり、

3 農地転用に関する事務の処理件数は年間12件ありました。

4 違反転用については、把握したものはございませんでした。

議案第25号については以上でございます。

議 長 事務局の説明が終わりました。

質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。よろしいですか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。

全会一致により、議案第25号については原案のとおり可決決定されました。

議 長 以上で本日予定していた議案の審議は終了いたしました。

その他について事務局からお願いします。

事務局 その他について申し上げます。

次回定例総会は、7月10日金曜日に開催いたします。

当日は、活動記録簿を提出していただきますようお願いいたします。

あと皆さんの机の上に事務必携を置いておりますけれども、もうひとつ活動記録簿がついている分につきましては、今注文しておりますので次の農業委員会の時にでも配付出来ればと考えております。また今暑い時期が続きますので皆さんにおかれましては熱中症気を付けて作業の方していただけたらと思います。事務局からは以上です。

議 長 委員の皆さまから何かございませんか。よろしいですか。

(委員質問)無し

それではこれで6月期定例総会を終了いたします。ありがとうございました。